奈良県介護予防・日常生活支援普及展開事業 (県の自立支援・介護予防等の取組と効果等の分析) 受託事業者選定に係る審査基準

審查対象事項

審査項目		審査基準		評価	配点
			点数①	係数②	① ×②
1	業務実施	① 仕様書で定める業務内容を確実に実施できる組織体制が確	5 点	1.0	5点
	体制	保されているか	3 MM	1.0	3 MK
	(20点)	② 担当者や責任者が、介護予防・日常生活支援総合事業及び生			
		活支援体制整備事業、地域包括支援センターの運営にかかる			
		業務の実績*等を有し、的確な認識や豊富な知識から効果的			
		な分析が期待できるか	5 点	2.0	10 点
		※介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業を含	2 <i>m</i>	2.0	10 ///
		む) 及び生活支援体制整備事業、地域包括支援センターの運			
		営にかかる分析(国又は地方公共団体から業務を受託し、適			
		正に業務を完遂した実績等)			
		③ 事業の実施スケジュールは、適切で実現可能なものであるか	5 点	1.0	5 点
2	業務実施	① 本事業の目的を理解し、仕様書で求められている業務内容に			
	内容	ついて、効果が発揮されるようなアウトカム指標等を具体的	5 点	2.0	10 点
	(60点)	に提案されているか			
		② 本県の特性や、奈良県高齢者福祉計画・第9期介護保険事業			
		支援計画・認知症施策推進計画の内容を踏まえ、今後の県の		2.0	10 H
		取組について方向性を具体的かつ効果的に提案されている	5 点	2.0	10 点
		カュ			
		③ 仕様書5 (1) にかかる分析の考え方及び手法は、具体的か			
		つ効果的か、また、令和8年度以降に県が更新データを活用	5 点	2.0	10 点
		して、継続して分析できるものとなっているか			
		④ 仕様書5 (2) にかかる分析の考え方及び手法は、具体的か			
		つ効果的か、また、令和8年度以降に県が更新データを活用	5 点	2.0	10 点
		して、継続して分析できるものとなっているか			
		⑤ 仕様書5(3)にかかるヒアリング内容は、具体的かつ効果	5 点	2.0	10 点
		的か	3 点	2.0	10 流
		⑥ 仕様書5 (4) に示す会議体は、実施内容が具体的かつ効果			
		的なものとなっているか、また、効果的な参加者及びアドバ	5 点	2.0	10 点
		イザーが選定されているか			
3	個人情報	① 個人情報等の管理上の効果的な対策(運用上の仕組みやルー			
	保護等情	ル作り)について提案されているか	5 点	2.0	10 点
	報管理体制	② 個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策(計	り <i>州</i>	2.0	10 ///
	(10点)	画)について提案されているか			

4	経費	1	評価点数は、次の式により求める			
	(10点)		評価点数=10点×(最も安価な見積額÷当該提案者が提示	10 点	1.0	10 点
			する見積額) ※小数点以下切り捨て			
			合 計			100 点

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案 者は、受託事業者として特定しない。

・提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。

ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

項目別配点

審查	審査(評価)			
極めて高い	(極めて良好)	5		
高い	(良好)	4		
中位	(普通)	3		
やや低い	(やや不十分)	2		
低い	(不十分)	1		